

◎傍聴の報告

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会議に3人方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

◎開 会

委員長 ただいまから平成22年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めますが、本日は議案がかなり多くあります。時間内に要領よく審議を進めたいと思いますので、よろしく願います。本日は、議案13件、報告等1件です。

◎松戸市社会教育委員の委嘱について

委員長 初めに、議案第20号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第20号「松戸市社会教育委員の委嘱について」。社会教育法第15条の規定に基づき、別紙のとおり社会教育委員に委嘱をする。

提案理由は、委員の任期が平成22年5月31日をもって満了するためでございます。

次ページに名簿がございますが、今回9名の方に委嘱をしたいと考えております。学校教育関係者につきまして、神明由美子さんでございますが、校長会からの推薦によるものです。

今回また神明さんが推薦されましたので、前回に引き続き継続という形になります。

それから、中ほどに氏名欄が空欄で、松戸市PTA連絡協議会会長とございますが、PTA連絡協議会からの委員さんが平成18年末以来、抜けておりましたので、今回またぜひ入っていただくことをお願いしております。ただ、今月の終わりに役員さんが正式に決まるということですので、この方につきましては6月に再度お諮りさせていただきます。そのほかの方は、いずれも再任で同意をいただいている方でございます。

社会教育委員の職務は、「社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言をすること」でございますけれども、過去2年間におきましては、各年度ごとに社会教育事業の計画や補助金の交付等についてご審議をいただき、そのほか小金中パイロットスクールなどの視察等を行ってまいりました。

また、この間は松戸が東葛飾地区の社会教育連絡協議会の事務局松戸になっておりましたので、委員さん方には、そのお務めもしていただきました。松戸市を会場に東葛の社会教育振興大会等の開催をしております。

なお、平成18年に「市民の生涯学習を支援していくための今後の方向性について」という提言をいただいておりますが、その後、社会教育を取り巻く環境も変わっておりますし、委員さん方も大変積極的でございますので、新たな委嘱に当たりまして、研究協議をしていただく方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第20号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

川村委員 今回、新規の方が1名ですけれども、あとは全部継続になっていますけれども、何期ぐらいおやりになられているんですか。

社会教育課長 かなりベテランの委員さんが多く、渥美省一さん、木村敬子さん、河野正幸さん、このお三方が6期ということで、長くお務めいただいております。

そのほか5期の方がお一人、4期の方がお一人3期の方がお二人、1期の方がお一人です。

委員長 川村委員。

川村委員 市の規則でしょうか。

社会教育課長 規則はございませんが方向として、余り長くならず適度に変わるのが望ましいという指針がございます。

ただ、今回の人選に当たりましては、これまでご活躍いただいている方々であり、過去に提言もいただいている皆さんでございますので、そういうことを踏まえて、今期また新たな提言等もしていただきたいと考えてお願いをしたところでございます。

川村委員 わかりました。

八田委員 提言書がもうでき上がっていると思っていたんですけども、それが今の説明では明朗ではないんですけども、もう少し詳しく。

社会教育課長 平成18年に提言をいただいております。その後各年度ごとに社会教育機関の全部の事業計画等をお示しいたしまして、具体的なお意見をいただいて、それを反映するというような形で進めてまいりました。一つのテーマに基づいての提言という形は、このところなかったものですから、この6月以降に改めてお願いしていきたいと考えております。

瀧田委員 よろしいでしょうか。社会教育委員のこの人選についてということなんですが、それは厳正な人事だと思いますので異論はないんですが、やはり先ほどからご質問あるように社会教育の中でどういう活動がなされているかというのが見えません。前は教育委員会と一緒に会議をしたことがございましたね。平成十五、六年でしたか。お互いの情報交換の場が必要なんじゃないかと思っております。

それで、特に今年度はここ数年ですが、全体的方向として社会教育の市民活動への支援というのが少し経済的にもちょっと逼迫して、余り皆さんでおやりくださいみたいところがあったと思うんですね、ここ四、五年でしょうか。そこへもってきて、やはり会場を借りるシステムが大きく変わったりして、そのことによって活動がスムーズになっていっているのか、それともいろいろな問題を起こっているのか、多分まだ今のところはっきり出てこないと思いますが、その1年の間にかなり活動の中でいろいろな問題点が出ると思っていますので、その辺をどう社会教育委員のほうでキャッチしていただいて、皆さんの市民活動がより活発であり、なおかつ次の世代への伝達というのがスムーズにできるようなシステムをどうぞ検討していただきたいと切に思うわけですので、活発なご活動をお願いしたいと思います。

社会教育課長 ありがとうございます。ご意見を十分に踏まえまして、運営のほうを各委員さんと図っていききたいと思います。

また、社会教育委員さんは教育委員会の会議に出席をして意見を述べることができるという立場でございますので、当然意見がまとまった時点、またはその経過でも必要の際にぜひ出席をさせていただいて、お互いにお話できる場を設けられればと思います。

瀧田委員 問題があったり、それから提言の結論がある程度煮詰まったところで意見交換とい

う形でいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

社会教育課長 わかりました。よろしく申し上げます。

山田委員 社会教育団体というと何団体ぐらい。

社会教育課長 このところ600前後を推移しています。

山田委員 人選は継続が主なんで、今まで問題がないということのご認識だと思うんですけども、学校教育関係者は校長先生からというのはわかります。ガールスカウトが家庭教育なのかなとちょっと思ったりしました。ねばあらんどの百田さんがNPO法人でやっていらっしゃる事が家庭教育なのかな、ご本人よく私も存じ上げていますけれども、どうなのかなと思います。

学識経験者は実績等、大変恐縮なんですけど、存じ上げないんですけど、恐らく委員長さんもしっかりできる方だと思うんですけども、という中で社会教育関係者が4方、600団体の中でその意見を代表すると判断した理由。これは継続ですから、今回判断したということじゃないと思うんですけども、継続だからという理由じゃない理由があるのか。あるいは、ほかにもっとこうすべきじゃないかと提案、検討があったのか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。

社会教育課長 この区分につきましては、社会教育法で、こういった分野の方を入れるということで決まっておりますけれども、今、山田委員さんおっしゃるとおり、社会教育関係者なのか家庭教育関係者なのか、社会教育の分野の中に家庭教育の関係も含まれて活動している部分がありますし、学習の機会としては社会教育事業で家庭教育の問題をいろいろ取り上げてやっていたりしますので、正直申し上げます、若干線引きは微妙なところがございます。ガールスカウトにつきましては社会教育団体として活動をしている組織ですけども、親がかなりサポートしないと、こういう活動はできません。そういった親の立場と、またそれを指導する立場から見てのご意見がいただけるかなということで、こういう形になっているかと思えます。

ねばあらんどのさんの百田さんにつきましては、学童クラブとして運営をされているところの理事長さんでいらっしゃいますけれども、やはり親御さんとの接点が大変多いですので、そういった点でご意見をいただくという形で考えています。

社会教育につきましては本当に多様な分野がございますが、江野澤さんにつきましては、これは女性センター、元でございますけれども、運営協議会ということですので、男女共同参画、女性問題関係の視点がおありになるだろうということ。

それから、河野さんにつきましては、前音楽協会の理事ということでございますが、引き続き協会での芸術・文化活動を続けていらっしゃるということと、あとは県のほうで青少年合唱団の連盟の理事もやっていますので、青少年教育にもかかわる部分があるというところ。

それから、小林さんにつきましては、読売日本テレビ文化センター、これは民間のカルチャーセンターでございますが、大変もう年間30万人もの人が、いろいろな学習に参加する場に携わっていらっしゃいましたので、これは民間の立場でのいろいろな学習講座の運営、そういうところの視点がある方というところ、そういう意味でいろいろ多様なご意見がいただけるということで、これまでお願いをしているところでございます。

今回PTA連絡協議会の会長さんに入ってくださいまして、またそういった立場からのご意見をいただけるということで考えています。

あと、学識経験者の渥美省一さんは、もともとは高校の先生ですが、その後、県の教育委員会で青少年教育などに携わっていらっしゃいまして、柏にあります県民プラザの所長、それから我孫子の生涯学習プラザの所長等も歴任されており、県内でも本当に経験を積んでいらっしゃる方です。

木村敬子さんにつきましては聖徳大学人文学部の児童学科で教育社会学、女性学など教育に関する幅広い識見がおありです。正直申し上げまして、私ども事務局のほうの力不足もありまして、委員さん方のこういった能力を十分に生かしていただけていない部分も、このところあったかなと思います。今回はそれぞれのご意見をきちんといただけるように運営していきたいと考えております。

山田委員 それなりの背景と、それから積み重ねの上での今回だと思しますので、ぜひ能力を発揮していただけるようお願いしたいという上で、ただ600団体ある社会教育団体の意見が、その意見を反映する場ではもちろんない。役割は違うと思うんですけども、適切なかどうかについて、常にやはり白紙で検討した上でご活躍をいただける人材を広く求めた上で継続をするならする。あるいは折に触れ、もしかしたら違う立場の方が入るという必要もあるんだろうかなと思うし、そういうご回答なさっているようにも思いますので、次回が2年後ということですが、そんなふうにとらえていただきたいと思ひますし、そうしたときに、この肩書としての区分が有名無実にならないように、PTAか、そうか社会教育か、どちらか家庭教育か、そういうことも何か数合わせになっているとすれば、こういうところで、やる気のある方にやる気を出していただくのが一番お金のかからない、市民の意識の高

場でもあるし、いいきっかけだと思いますので、そんな工夫をぜひしていただきたいと思います。社会教育の親玉がここにいらっしゃるの、そういったこともよく反映するといいなというふうに。

瀧田委員 いや、私どもが承っていたころは、たまたま提言を4年にわたって2回携わりました。教育委員会議に伺ってご説明申し上げて、お互いのキャッチボールが反映される必要があると思っていますが。今行政支援の社会教育が少し沈滞しておりますよね。これはやっぱり長い目で見ると、若い人たちに対して大変な責任を負っているんじゃないかと私は思っています。私どもが若いときにあったようなああいう学ぼうと思ったら、いつでも何でもあるみたいな感じのことができないのかなと思っています。時代とともに、いろいろな課題が変わってくると思いますけれども、何年かたって、あのときまなかったという結果の出ないように、10年先を見越したプランを立てていただきたいというふうに思っているところですけども。

社会教育課長 頑張ります。

八田委員 審議は何回やられているんですか。

社会教育課長 昨年、一昨年は年2回開催しております。ただ、予算的には年3回開催できるめどが立っておりますので、多くて年3回という形になります。

委員長 議案第20号は最初の議案ですので、ここで余り時間とるわけにいきません。この後も委員の委嘱の議案が続きます。したがって、同じような意見が出るかもしれません。委員の皆さんのご意見として幾つかございました。

つまり教育委員会と社会教育委員会の意見交換の場があってもいいのではないかと。教育委員会のこの会議では社会教育についてもかなり審議する事項がございます。そういう意味では、社会教育委員会でどのような人たちが、どのような意見をなさっているかということも含めて、意見交換する場があるといいと思いますね。

それから、任期については何年がいいのかというのはわかりません。しかし、いろいろな意見、風通しをよくするという意味では、その辺をどのようにしたらいいのかということも一度お考えいただければどうでしょうか。

あと活動分野あるいは年齢構成等もそれぞれ勘案しながらなるべく多くの市民の意見を反映させるための委員の構成をどのようにするか、その辺一度事務局で議論してみたいかがでしょうか。それが本日出された意見の恐らく集約だと思います。

社会教育課長 ありがとうございます。

委員長 本委員会では一人一人個別に議論することはとてもできませんので、総論的には議論したいと思います。それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第20号につきましては質疑及び討論を終結させていただきます。

これより議案第20号を採決いたします。

議案第20号につきましては、今述べたような注文をつけて原案どおり決定するということがよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市文化財審議会委員の委嘱について

委員長 次に、議案第21号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明をお願いします。

社会教育課長 議案第21号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」。松戸市文化財の保護に関する条例第25条第2項の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会委員に委嘱をする。

提案理由は、委員の任期が満了するためでございます。

次ページに名簿がございますが、こちらも再任の先生方が多いのですが、この7名の方にご委嘱をしたいと考えております。いずれもそれぞれの専門の分野をお持ちの方に入っているところでございます。

文化財審議会委員の職務といたしましては「文化財の保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行う」というものでございます。過去2年間におきましては、新たな指定文化財の諮問を受けまして、これは諮問の際に教育委員会会議にかけることとなります。その議決を経てから諮問をかけ、審議をしてもらうということになります。その諮問を受けまして、中央公園の正門のところの旧陸軍工兵学校の門柱跡、歩哨の哨舎の調査していただき、これを市の指定文化財にするという旨の答申をいただきました。

それからまた、去年は小金の東漸寺のしだれ桜、また建物等についての現地視察などを行っております。

今後、東漸寺等につきまして教育委員会会議にお諮りをして、諮問の手続をさせていただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員につきましては7名ということで、この名簿のとおりでございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第21号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 再任という

社会教育課長 6期12年お務めいただいている方が藤井さん、福田さん、山浦さんでございます。それから、5期10年の方が金丸さん、4期8年の方が大井さんと渋谷さん、2期4年が佐藤さんです。

川村委員 専門分野ということで人選されていると思いますね。よろしくお願いたします。

瀧田委員 ちょっと質問しますけれども、松戸市ご在住という方と、それから他にご在住の方と半々でしょうかね。特にそれは、ほかの県とか市の方は、松戸に何か勤め先があるとか、何かご縁がある方なんでしょうか。

社会教育課長補佐 松戸市に縁のあるということで申し上げますと、考古学の山浦先生は、市内の遺跡の発掘調査にかかわられておられましたし、民俗学の金丸先生は、松戸市に近いところにいらっしゃるということで、審議委員にお願いたしました。

近代史の佐藤先生も、東漸寺の調査をされるなど、松戸市内の資料調査にかかわっておられました。

中世史の福田先生は、松戸市の博物館建設の折、資料にかかわるご指導をいただいております。いずれにしても何らかの形で市内、松戸市にかかわりのある先生方です。

瀧田委員 研究ということで、松戸市の中の文化財を研究していらした方というふうに理解してよろしいですね。

社会教育課長補佐 はい、そうです。

瀧田委員 ありがとうございます。

山田委員 ちょっとちなみに教えていただきたいんですが、例えば調査、審議自体は何かを決定する審議みたいな会議を、実際調査するときというのは、これは市の方が一緒にスタッフとして調査作業を行うんでしょうか。

社会教育課長補佐 まず、それぞれご専門がございますので、指定物件等の調査に当たっては、各分野の先生に調査していただきます。事務局は、先生方の手足になって、例えば現地にお連

れするとか基礎資料を用意するとか、そうしたことを事務局で行います。いわば二人三脚で調査に行くということです。調査結果は先生方に書いていただくという段取りになっております。

山田委員 そうすると、合議でみんなで集まるということは余りない。

社会教育課長補佐 いえ、個別の文化財の調査に関しては、それぞれの専門の先生方に調査していただきまして、その結果を年2回ですが、文化財審議会がございますので、公表というか、調査結果を他の審議委員さんに公表し審議していただくということになります。

山田委員 すみません、そうすると市内でいろいろな遺跡が発掘、建築現場から出てきたりというようなことが今後も続いて割とあるものなんですか。

社会教育課長補佐 先ほど課長が東漸寺の調査に入っていると申し上げましたが、東漸寺さん1つ例にとってみましても、天然記念物から史跡、絵画、彫刻、古文書と文化財が多岐にわたっておりますので、それをどのような手順で調査し、指定していくかということが、課題とも言えます。特に東漸寺さんは膨大な資料がありますので、今後、長期的な展望のもとに調査をし、指定をするということになっていくと思います。遺跡に限らず、やはり埋もれた資料が随分ありますので、それを調査して、指定をし、文化財の保存とか、その認識ですね、それを多くの人たちに持ってもらい大切に後世に伝えてもらいたいということが文化財審議会の大きな役割の一つかと思えます。

山田委員 すみません、最後に。何をつらつらと聞いていたかということ、つまり指定されるべきものが埋もれていたりする。埋もれたりというか、1つわかることによって次がわかるということだろうと今お聞きしたんですけれども、ぜひ指定されるべきものは早く、子供たちのためにも、あるいはまちのためにも、まちの財産というか、このエリアにとって非常に大事なことで、そこにマンパワーを、だれがどういうことをなさっているかなと思ってお聞きしたんですけれども、ぜひこういうことこそ多少力を入れることができるのであれば、ぜひ入れてでも早く体系化して、そういうものをうまく市民に伝える機会になればいいなと思えました。いろいろな関係があっただけにはできないと思いますが、よろしく願います。

委員長 先ほどの社会教育委員の人選とは違って、これは専門職です。7名の方のそれぞれ専門分野が書いてありますが、こういったいろいろな能力、知恵を持った人たちに集まっただけで、松戸市の文化財をいかに発掘し、維持していくかということを議論いただくということになると思います。学校教育法あるいは教育基本法が変わって、しかも今度の学習指

導要領が変わって、地元の文化、郷土史やあるいは特色というのが非常に大事にされる方向にきています。こういった地味な仕事で、余り住民の皆さんに何か引きつけるものというものは出てはきませんが、少しずつ積み重ねていって、長い年月の間にはこれだけの文化遺産があるんだよということを残していく、これ大変重要な仕事だと思います。したがって、いろいろな能力のある人に集まっていただくということは非常に重要だと思いますね。

それでは、議案第21号についての質疑等はよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第21号の質疑、討論を終結し、採決いたします。

議案第21号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について

委員長 次に、議案第22号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

少年センター所長 議案第22号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」ご説明を申し上げます。

提案理由についてでございますが、松戸市少年センター設置条例第3条の規定により、16名の方々に委員さんを委嘱させていただいております。今般、教育関係者で構成されております1号委員、児童福祉関係者で構成されております2号委員、並びに学識経験者で構成されております4号委員に、それぞれ変更が生じたため、4月の教育委員会会議に引き続きまして、ご提案をさせていただくものでございます。

次ページの委嘱者名簿をごらんいただきたいと思います。

1号委員につきましては、本年3月31日付をもちまして定年を迎えられました千葉県立松戸秋山高等学校長の佐々木純先生の後任といたしまして、千葉県の高専校長協会のご推薦をいただきまして、同じく千葉県立松戸秋山高等学校長の佐久間敦子先生に委嘱をさせていただくものでございます。

また、松戸市校長会からのご推薦によりまして、前任の松戸市立古ヶ崎中学校長の遠藤雅

彦先生から今般、松戸市立栗ヶ沢中学校長の加藤博之先生に委嘱がえをさせていただくものでございます。

二号委員につきましては、同じように本年3月31日付をもって定年を迎えられました小川早苗児童家庭担当部長から後任の、これは市の機構の名称が変わりまして、児童家庭部から子育て担当部になりましたので、折原純二子育て担当部長に委嘱がえをさせていただくものでございます。

四号委員につきましては、4月1日付の人事異動に伴いまして、千葉家庭裁判所松戸支部の主任調査官の唐沢仁様から同じ主任調査員の飯田邦男様に委嘱がえをさせていただくものでございます。

以上、4名の方々について委嘱がえをお願いするものでございます。委員の任期は2年となっております。新しい委員さんの任期は前任者の残任期間ということから、本日、平成22年5月6日から翌年平成23年10月31日までとなります。

なお、平成22年度の第1回目の少年センターの運営協議会を今月5月20日に開催する予定であることを申し添えて説明とさせていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 どうもありがとうございました。議案第22号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 私も1年ちょっとたって、この議案も何回目かなんで、その都度その都度いろいろご苦労さまだなと思うんです。新しい役職の方かわるたびに出て審議をするんですが、何回か出ている意見で、この今に適して、時宜に適しているのかと、この人選というか、構成がですね。というような意見がありまして、そこについて検討すべきではないかという意見が何回かあったと思うんです。

例えば年齢構成を見ても、少年を取り巻く状況に理解の深い年齢層の方が入るべきではないかというような意見もあったかと思うんですけれども、その辺の今回の委嘱についての人選に特に問題があるとは思っておりませんが、何かご検討があればご検討いただければと思います。

少年センター所長 非常に難しいご質問で、かなり検討といたしますか、実際私どもひとつ学校とのかかわりをやはり大事にしたいなということで、委員さんの中に一号委員ということで、高等学校、中学校、小学校の校長先生からご選任をいただいている部分がございます。

それから、当然児童福祉関係ということで、子供たちを預かる部分とっていいんでしょうか、そういった部分の部門の方を選んでいるということで、ただ警察となると年齢云々の関係ございません。ただ、関係機関の団体ということで、五号委員のところはPTA連絡協議会、それから青少年連絡協議会、少年補導員、少年補導員については、ずばり少年補導の、連絡協議会の会長さんをお願いしているわけで、年齢的に若い方がいいかどうか、ちょっと非常に判断難しいところあるんですが、なるべく子供たちと接する機会の多いところ、そういうところを基本的に過去からこういう形で選任をさせていただいているものだと理解しております。

以上です。

山田委員 今のお答えは、特に今の状態で問題はないという認識だということにお聞きしましたが、ということによろしいですか。今のこの構成で問題がないという認識で。

少年センター所長 事務方としては特に支障がないものと思っております。

山田委員 以前、同じ話のときにお持ち帰りいただくような雰囲気だったと。ちょっとそういうことであればご検討の結果そうなんだという検討がされたんだというふうに理解をいたします。

その上で、私の意見ですけれども、改めて子供を取り巻く二号委員、五号委員の方々がそういう役割を果たしているのだということは、ご説明を理解するところではありますけれども、1つ視点を変えたときに、この少年センターがどのようにやっぱり機能するかということ、大変重要な役割があるんだろうと思っております。現場、この運営協議会は協議会であって、現場があると思うんです。現場では職員の方々が大変なご苦労されていると思うんですけれども、どういうふうなところからアプローチするか、どういうふうなことに目を向けていくかといったときに、年齢が上だからよくないとは必ずしも言えないと、もちろん思うんですけれども、やはり長くなる、あるいは先ほどの任期の話もそうなんです、長くなる。あるいは役職についていた者である。それぞれが大変お忙しい方々ですので、そういう方々が運営協議会の運営を担っていくということに、なかなか新しいことに取り組めないということになると思います。

新たなことばかりやればよいというわけでは決してないんですけれども、そういった意味で、いわゆる役職に付随して指定される委員というものばかりでいいのかなということ私を思っております。新しい方が1人入ることによって議論が活性化し、あるいは他市町村の例、連絡をとった上での例について、新たな情報、新たな目の向け方、新たな光の当て方

と、新たな取り組みといったことが、また今まで力をお持ちのこの役職の方々もまた発揮できるというようなことを有機的にぜひやっていただきたいと思いますし、十分な検討がされた上でこうであるのであればいいんですけども、そこに何か検討する余地がないのかなというのを改めて意見として申し上げます。

ですので、今ご回答はもうお聞きしましたので、私の個人的な意見としてお伝えしたいと思います。

以上です。

瀧田委員 私も、もう毎回申し上げておりましたので、今さらという気もするんですけども、やはりこの充て職というか、ある程度の地位のある方がそれを全部割り振られているということで、何というのかしら、現場感覚というのから少し遠のいているような気がするんですね。

それで、今子供の犯罪とか、それから子供の非行とか、それから子供の精神的なゆがみとか、そういうものがどんどん変わってきている中で、やはり現場の実際の生きた現状、そういうものが単なる数とか、そういうことでなくて、話し合われていただきたいということと、それからもう少し若い層、いわゆる少年の立場からの発言、そういうものがやはりどこかに、子供といっても、もうある程度二十歳ぐらいになれば、かなりいろいろなことを包括してとらえることができるでしょうから、そういう人たちの若者からの声というのを聞きながら理解していくことも必要と私は思うんですけどもね。何となく、もう何年、同じパターンの委員さんで構成されていたと思います。

20名の枠があるということも伺っておりますので、できればそこにプラス少し現場とか、もっとずっと若い層の現代感覚を、入れることも必要かと、そんなことを強く思っておりますので、課題にさせていただきたいと思います。

川村委員 この運営協議会ですが、犯罪とか、あるいは非行問題などいろいろとあると思います。私は前にも申し上げたと思いますが、学警連という学校警察連絡協議会があります。64校の小学校、中学校の生徒主任さんたちも参加しています。警察の方、児童福祉関係の方、裁判所も方々来ています。あの中で出されてきたものを、もう少しこの会議の中で吸い上げて組織的にやっていったら、もっと活発化されていくのではないのでしょうか、現場の声ももっと聞けるのではないかなというふうに思っております。ご検討をお願いします。

八田委員 議案が委員の委嘱の問題に関することなんですけれども、参考までに聞かせていただきたいのは、少年センターのこの運営審議会の審議会の中で、ずっと以前からのものも把

握しているつもりですけれども、ごく最近ちょっと問題になっておることはどんなことがありますでしょうか。

少年センター所長 問題になっているといたしますか、最近ネット上に子供たちの集まりの団体の書き込みがあつて、卒業式の後にはこういったところに集合しようとか、そういった情報が入ってきている。それにつきまして警察のほうも知っているのかどうか、そういった部分での警察との情報、それからまた私どもの情報と、それをちょっと意見交換等させていただいた。実際、本当にネット上のそういった誘いの中に応じて子供たちが行ったのかどうか。そういったものを一応確認等はさせていただいた。最近やっぱり子供たちがネットですとか、それから携帯等、そういったもので情報交換をしていて、それが実際悪さをしているかどうかというのは、まだそこまでのことは警察のほうも若干つかんでいない。ただ、やっぱりインターネット、それから携帯等による子供たちの情報、それから書き込み等の話がちょっと話題にはなっております。

ですから、私どもとしても、子供たちにネットでの注意とか、それをまた今後知らしめていかなければならないのかな、そのように考えておるのが現状でございます。

以上でございます。

八田委員 以前までは家庭でのいじめの問題、いわゆるネグレクトの問題だとか、それから14歳以下の少年の万引きだとかというようなものが少しずつ増加傾向にあったというようなことを報告を受けたことあるんですけれども、その点はどうか。

少年センター所長 詳しい話は私ども特に話は聞いておりませんが、警察関係者とお話をちょっとしゃべらせていただきますと、少年の犯罪等の部分がやはり多いんですが、それはどちらかという、もう年齢的には低くなりつつあると。低くなりつつあつて、まずどちらかという、安直な考え、手軽にお金が入るから万引きをするですとか自転車窃盗をするだとか、そういったお話は出てきておりますが、そういった部分で情報交換がこの何回かの中で話題になっている部分でございます。

八田委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

八田委員 はい、結構です。

委員長 教育長にお願いがあります。先ほどの社会教育委員、それから文化財の審議会委員、今回は少年センター運営協議会委員ということで、これまで委員の委嘱について、審議してきました。委嘱の手續、委員の構成、任期、男女比、年齢構成等含めて、どういうふう

していくのがいいのか。余り言葉は悪いですが、マンネリ化はやはりよくない。したがって、マンネリ化ではないけれども、時代に合った委員メンバーの構成を考え生き生きした、風通しのいい審議会にしてほしい。これが委員の皆さんの本日の意見かと思えます。

そこで今後の委嘱人事についてのガイドラインを、事務局内で検討するということができればでしょうか。

教育長 趣旨よくわかりました。また検討させていただきますが、お話しって難しいなと思ったのは、協議会なら協議会が戦略を練ったり、企画をして事業を推進していこうとするイメージなのか。そうでなくて事務局が業務としてやっていることについて、チェックをしていただくような機関としてとらえているかによって全然違うんじゃないか。国のいろいろな事業仕分けか何かありますけれども、1つ位置づけを間違えると、過重というか、多分今の身分や給与、手当といったものも含めて全部見直さないといけないような業務量になるものと考えております。

そういうことも含めて、こういうものがどうあるべきかって、多分簡単には結論出ないと思うんですが、重大なことでするので研究していきたいと思えます。

山田委員 委員長、すみません、関連して。今、教育長から率直に言っていただいて、よくわかります。運営までできるのかといたら絶対そうじゃない。じゃ、どういう役割なんだ。そこがまさに私も緑化基金の評議員をさせていただいたり何かしたり、何回かそういう場面があったんですけども、結局やっぱり大体議論が議論として前に進む、あるいは建設的になるということは非常に少ないというか、まれというか、まずないんですよ。これからそういうことであってほしいし、ぜひ今どんな役割になるのかということをお話するのは非常に骨が折れるんですけども、ぜひそれを我々がその役割ではもしかしたらないと思えますので、どんなことを望む、あるいはここまではできないだろうという、あるいはそこら辺もそれぞれの委員、この少年センターもそうでしょうし、先ほどの社会教育委員もそうでしょうし、いろいろあると思えますので、個別大変だと思うんですけども、ぜひ深めていただいて、1つ私さっき若い人と言ったのは、何というのかな、ちょっと別な意味があるとすると、当事者になってほしい。こういうところにかかわる人が、若い人たちの中のだれかが仮にいたときに、その人だけの問題じゃなくて、その人がいるということが、その世代にとって、当事者感覚が生まれてくるということをお私は期待したいということもあって、ちょっと申し上げたところもあります。答えは1つではないので、正しいことは1つではないので、そういうところも含めてご検討いただけたらうれしいなということだけ。ちょっと別の意味かなと

思ったので、申し添えました。

教育長 率直に言われると誤解を受けるので、説明の仕方難しいんですが、非常にシニカルな見方をしますけれども、嫌だと言っているんじゃないんですよ。どのように組織を変えてみても、やっぱり何回かやれば当然同じ議論が出るだろうと思います。こういうふうになればすべてうまくいくということは多分ない。さっき言いましたように視点を変える必要があると思います。少年センターの運営委員だけで申し上げると、これだけの方が集まって情報交換することで、それぞれのポジションが新しい情報を持ちよることになります。本当の意味で非行を防止したり、犯罪を予防するということは、具体的な個々の事案に即してすべきことだと思います。少年犯罪の補導のあり方ひとつとってもこういうふうなやり方に少し転機したらしたらどうか。あるいはこういうふうに突っ込むべきだとか、こうした判断をする材料として機能させるということであれば、必ずしもこの企画的な組織ではなくとも、十分機能を変えることは可能だと思います。

その場合、実務的なレベルの人が集まったほうがいいかもしれないけれども、逆に各組織の代表者で構成した場合意思決定としては非常に早くなりますよというふうに思いますね。

そうすると、下から積み上げていくような組織形態を何回か会議をやるのが1年間の中で現実的にどこまで力を及ぼすか、あるいは効果を発揮するかどうかは1年間の任期の中で、どこまでできるかによって決まるわけですので、どこかで妥協するような場面も当然入ってくると。しかし、対外的にはその説明は非常に中途半端に聞こえる危険性が高いと思います。実際のことでいうと、因果関係ひとつとっても、それは特定するのが非常に難しく会議で何を話し合うかということだってなかなか特定しにくいものがあります。かなり事務局が能力の要るところだし、もっと厳しく云えば、それだけのことができる能力が備わっているのかというご指摘も受けかねません。

委員長 そうですね。少しまとめてみますと、1つはここのきょうの会議で出てきた意見というのは、やっぱり市民の声でもあるというふうにご理解ください。それが1つ。

それからもう一つ、先ほど山田委員がおっしゃったことは成人式がいい例だと思います。ボランティアですが、若い人を成人式の委員に選んで、あるいは集まってもらって、それで今、松戸市の成人式が非常にいい形で進行していると思うんですね。しかもこの成人式だけじゃなくて、それが次に継続されてつながっていく。そこで知り合った若い人たちが今度10年後、また違う形でみんなで集まって何かやると、こういう積み重ねがとても大事。という2つの意見を言っておきたいと思います。

そういうことを皆さんのご意見だということで確認させていただきます。

それでは、意見も大分出ましたので、議案第22号につきましては質疑及び討論を終結してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、採決いたします。

議案第22号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第22号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市教育功労者の表彰について

委員長 次に、議案第23号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

スポーツ課長 スポーツ課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第23号、体育指導員の関係でございます。「松戸市教育功労者の表彰について」でございます。松戸市教育委員会表彰第2条の規定に基づき、別紙の者に感謝状を贈呈する。

この体育指導員の委嘱につきましては、3月の臨時教育委員会会議におきまして、22年、23年度の体育指導員の委嘱についてご承認いただいたところでございます。長年、体育指導員をされ、この22年3月31日付をもちまして退任される方がおります。2ページの6名の方でございます。推薦調書が3ページから8ページまでございます。

以上の方々が長年にわたり体育指導員として活躍されまして、その多大な功績と労苦に感謝の意をあらわし、感謝状を贈呈するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第23号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 本当にご苦労さまだと思います。短い方で4期、長い方18期ですね。もうとても長い間、市民の体育向上のためにご努力なされたと思いますので、ご苦労さまという気持ちと、感謝状を丁寧に差し上げていただきたいという思いでいっぱいです。それだけです。

多分、体育指導員で、これからも多分大変になるんじゃないかなと思うんですよね。土日

とか夜とか皆さんがお休みのときに出て行って、皆さんの体育の場をつくるということなんですけれども、そこへ持ってきて体育指導員と体協と協力で、地域総合型スポーツクラブがもう立ち上がりましたね。そういうのがいろいろなところに多分できるんでしょうけれども、そのときに、やはり先ほどからちょっと現場という言葉を使わせていただいています、現場で一生懸命現場を紡いでいく人たちのところに、余り負担がかかり過ぎないように、いろいろな人がそういうことができるような土壌ができるといいと思いますが、私も体育指導員をやっていたときは大変でした。非常に個人的な生活の犠牲が大きいと実感しております。ですから、おやめになった方には丁寧に感謝状を、感謝の気持ちを持ってお渡ししたいと私も思いますので、よろしく。

委員長 というのが教育委員の皆さんの意思でございます。

スポーツ課長 ありがとうございます。

委員長 よろしいでしょうか。

できれば、こういうおやめになる方に、何か感想や今後の要望、こうしたらいいんじゃないかというご意見があればお聞きするというのはどうでしょう。

瀧田委員 やめられる時は、いろいろな事情があると思いますが。

委員長 くたくたにならない、楽しんでやれるような何か知恵があるかもしれません。

スポーツ課長 じゃ一言。今回退任される方々それぞれご事情がございまして、実際に現在お住まいのところから転居されているという方や何か含まれますので、幸いなことに、この入れかわったところに、また新しい方も入ってきていただいておりますし、もともと体育指導員の役割自体が、実技を指導することから、地域のスポーツ活動の企画運営をしていくという方向に今シフトしてきておりますので、そういう意味では体育、実際のスポーツの指導については、それこそ体育協会で活躍されている方々が出てきていただいて、体育指導員はそういうふうな先ほど申し上げたような役割を担っていただくというふうな形になっていくのではないかというふうに思いますので、瀧田委員が先ほど申し上げいただきましたように、総合型地域スポーツクラブはやはり体育指導員だけではなくて、体協やスポーツを専門にしている方たちも含めて一緒に活動するというスタイルになりますので、多少そういうふうな方向性が見えてくるのではないかというふうに思っております。

貴重なご意見、どうもありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第23号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第23号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第23号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について

委員長 次に、議案第24号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

公民館長 公民館長でございます。

それでは、議案第24号、松戸市公民館運営審議会委員の委嘱につきましてご説明いたします。

松戸市公民館の設置及び管理に関します条例第4条の規定に基づきまして、別紙のとおり松戸市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、松戸市公民館運営審議会委員の任期が平成22年6月2日をもって満了することに伴い、新たに委嘱するためでございます。

任期につきましては、平成22年6月3日から平成24年6月2日までの2年間でございます。

なお、提案しました委員候補者名簿につきましては、次のページ別紙のとおりでございますが、候補者10名中、再任が5名、新任が5名でございます。特に新任の委員さんについて提案理由をご説明いたします。

まず学校教育関係者といたしまして、従来より市内小学校の校長先生をお願いをいたしておりました。これまでお願いをいたしておりました先生の退職に伴い、市の小学校長会にご推薦をお願いいたしまして、八ヶ崎第二小学校の宮崎隆治校長先生を委員として委嘱することをお募りするものでございます。

次に、家庭教育の向上に資する活動を行う者といたしまして、勝田房子さんでございます。八ヶ崎小学校の家庭教育学級長といたしましてご活躍していただいております。家庭教育学級事業の現場からのご意見をいただけるということで委嘱をさせていただきたいと考えてございます。

次に、学識経験者の区分でございますが、千葉大学大学院教授の松田友義さん、流通経済大学教授の和田律子さん、日本大学松戸歯学部准教授の山口秀紀さんが新任でございます。

各大学からのご推薦をいただく中で委嘱をさせていただきたいと考えてございます。

なお、委員の選出区分につきまして従前との変更がございまして、社会教育関係者を4人から3人といたしまして、学識経験者区分を3人から4人と増を図ってございます。この区分の増の理由でございますが、かねてより地元大学とは連携を図り、講座を開設してきたところでございますが、地域社会における学習機会の提供並びに高い見地からのご意見、ご指導を承るために、市内4大学すべてから委員をお願いいたしたく増を図るものでございます。

どうかよろしくご審議のほうよろしくお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第24号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

八田委員 私、この公民館の活動というのは非常に興味がある活動なんですけれども、最近の公民館の活動というのを少し教えていただきたいと思うんです。特に中学校の保護者に対する学習だとか、非常に興味持っている者の1人なんです、その辺のことも含めて少し教えていただけますでしょうか。

公民館長 私どものほうの講座に関しまして、大きく分けまして市民大学講座関係及び家庭教育学級関係並びに基礎学力再履修講座等がございまして。あと青少年教室関係とか、青少年フェスティバルとか趣味の関係の大会等も応援しているというのが現状でございまして、なおかつ子育て関係でございましたら、家庭教育学級というのがございまして、これは学校の校長先生及び教頭先生ですか、学校主事とお願いしまして、父兄の方たちの連携を図り、指導していただきまして、家庭学級、子育て支援の関連から父兄の方で研修なり講座を催していただいて、子育てに励んでいただくための一環として応援していく、そういうものもございまして。

以上、雑駁ですが。

八田委員 思春期のことの親子とかのようなことについて、市民公開講座をしたことがあるんですが、そのことと関連するものですから、ちょうど中学生の子らの保護者の、そういう方の家庭学習というものに対して非常に興味を持ったということの、少し言い足りなかったですけれども、ありがとうございました。

山田委員 すみません、審議会は年に何回であるかということと、あとその主な内容を教えていただいた上で、青年講座の企画委員という方が再任でお二方いらっしゃるんですね。同じお立場で2人ということの何か理由があれば教えていただければと思います。最初に回数と

内容を。

公民館長 わかりました。回数でございますが、最近で言えば20年、21年ということで2カ年で1年3回、合計6回ほど審議会を催させていただいております。議題といたしましては、今後の松戸市公民館事業に関し、審議しておくべきこと等につきまして、議論し報告をいただきました。

あと青年講座ですか、お2人いらっしゃると。それはお2人いるのはなぜかというご質問ということなんでしょうか。すみませんが、よろしいですか。

山田委員 すみません、前提として先ほど来のお話にも通じるんですけども、こういった運営審議会がどういう役割かということ、先ほどの教育長のお話の中でも、そういった位置づけの中で広がりを持つ、あるいはその情報が流出する、あるいはいろいろな見地からいろいろな意見を出す。あるいは違う言い方があると。そういった中で、同じお立場の方がやっぱりいるので、どういう役割をそれぞれが果たされているのか、必要なかどうなのかと。あるいは人数的な問題なのかなと、率直に言ってちょっと思ったものですからお聞きしているんですが。

公民館長 若い人の青年講座の現場の青少年健全育成という観点から、青年企画講座をお2人の方別々にやっていただきまして、意見をいただくと。他の要因により、定員が10名ということの中で、たまたま2名で同じような講座だったという結果でございます。

山田委員 すみません、最後に学識経験者のところが市内の各大学からお一方ずつ、専攻がそれぞれどういうご専攻の先生方か、ちょっと存じ上げないんですが、連携して公民館が講座をやっていくという非常に意味のある人選をされているのだなと。また、その中で新任の先生が3人いらっしゃって次々に申し送られているかどうかわからない。非常に意味のあることだなと思ったものですから、それと対比して、ちょっとどういう位置づけかなと思いました。ぜひこういう点も細かいことかもしれませんが、それぞれに意味のあるお一方お一方であっていただきたいというふうに思っております。

以上、2件です。

瀧田委員 質問です。学識経験者の大学の教授というところはわかるんですけども、幅広いいろいろな皆様のご意見をちょうだいすることから、ご専攻もしわかれば教えていただきたいんですが。

公民館長 それでは、まず松田友義千葉大学大学院教授の先生は農業経済学、食品安全とかにたけている、各種の委員会の委員をおやりになられている方でございます。

次に、和田律子流通経済大学教授の先生は法学部の教授でございます。流通経済大学。専門は日記文学等、特に言えば更級日記とか、そういう過去の歴史にたけた先生でございます……。そのような歴史からの観点で人の道ということをお教えるということも得意にしている先生でございます。

瀧田委員 清水先生は。

公民館長 清水先生は教授でございますが、社会教育生涯学習に関する権威でございます、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの講師等を初め、全国的に活躍なさっている先生でございます。教職といたしまして、栃木県の教育次長もお務めなさっている、そういう状況でございます。

瀧田委員 わかりました。幅広いいろいろな分野をお持ちの先生方、すばらしい先生方に委員になっていただいているので、そういうご意見は反映した公民館事業がいろいろできるといいますので、期待しておりますので、よろしく。失礼しました。

川村委員 先ほど出ましたけれども、公民館の役割の中に基礎学力再履修講座もおこなわれていますが、もう何年ぐらいたっているのでしょうか。それからもう一つは、今の運営において何名の生徒が学習し、卒業する任期は何年でしょうか。

公民館長 平成16年ころからです。それと、21年度決算で申し上げますと、何人かといいますと男性8人、女性63人と、71名の方が授業をお受けになって終了されております。その期間は、1年間でございます。それで出席率からいまして、7割出席なさった中で、終了証書というものをお渡ししてございます。

何らかの都合で行かれなかった場合、次年度へまたお申し込みあれば承りたいと、そのような形で進めさせていただいております。

川村委員 もともと基礎的な学力が、身につけていない人たちの講座ですよね。ところが、高校も卒業して、さらに勉強したいという方々も入っておりますか。

公民館長 私どもそこまでデータがないんですが、趣旨は基礎学力再度足りないと思っていられる方で学びたいと、年齢的にいえば満16歳以上の方を対象に申請があればということで、中学レベルの基礎学力ですから、ほとんどいないだろうと推定しております。

瀧田委員 すみません。そのことに別にこだわっているわけじゃないんですけども、今もお話が出たので、そのついででちょっと伺いますけれども、何か通ってくる方は青少年よりも、むしろどっちかというとお年を召した、もう成人になっている人がほとんどだと伺いましたけれども、やはりそうなんですか。

公民館長 結構高齢の方のほうが勉学に励んでおられます。

瀧田委員 それが悪いと言っているわけではないのですけれども。実際に子供たちが、もう中学のときちゃんと勉強してなかったから足りないと思って来ているということは余りないのでしょうか。

公民館長 数名いらっしゃいます。また、何らかの理由により再度勉強できなかったんで、したいという動機の方で若い方も数名いらっしゃいます。

川村委員 この講座は今後もずっと続けていく予定ですか。

公民館長 私どもはしていきたいと思います。

八田委員 今までの審議会の委員というのが大体再任とか継続というのが多いんですけれども、このほうは半々ですよ。何かそういうような再任させるということの、再任をお願いするということに対する何かそういうような考え方とか何かあるもののでしょうか。例えば活動の継続性を保つとか、そういうようなことは再任なんかでは重要なことだと思うんですが、そのような意図が少しありますでしょうか。

公民館長 過去の貴重な意見をいただいています、引き続きお願いしたいということで再任になっておりますが、それとはまた別に、地元の大学との連携が課題になってございまして、新任の方5人になりました。あわせて小学校の先生が退職なさってそういう結果になりました。

八田委員 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。

そろそろ議案第24号についての質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第24号について採決いたします。

議案第24号については原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定しました。

◎松戸市教育功労者表彰について

委員長 続いて、議案第25号「松戸市教育功労者表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

公民館長 それでは、議案第25号「松戸市教育功労者の表彰について」をご説明させていただきます。

本議案につきましては、元千葉大学の教授でございます野間豊様、住所は東京都練馬区豊玉北1-13-14、このたび対象者といたしたところでございます。

提案理由といたしましては、松戸市公民館運営審議会委員といたしまして4期8年にわたりご活躍を承り、多大な功績と労苦に感謝の意を表するため、感謝状を贈呈するものでございます。

よろしくご審議のほうお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第25号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。お願いします。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第25号については質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第25号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市立博物館協議会委員の委嘱について

委員長 次に、議案第26号「松戸市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

博物館次長 議案第26号「松戸市立博物館協議会委員の委嘱について」をご説明させていただきます。

提案理由は、松戸市立博物館協議会委員のうち学校関係者に変更が生じたためでございます。本協議会委員のうち学校関係者として松戸市校長会代表の委員が、新年度に入りましてから校長会より代表委員の変更の連絡がありました。それに伴って、松戸市立博物館条例第8条第3項の規定に基づき、松戸市校長会の代表を学校教育関係者の残任期間の委員として委嘱するものであります。

委員候補者は松戸市立新松戸南小学校校長、福井宏至氏、任期は本日より平成23年9月30

日までとなります。

なお、委員定数は博物館条例で10名以内となっておりますが、本日提案させていただき
ました福井先生がご承認いただければ9名となります。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございます。

議案第26号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 学校教育関係者の中で、新任の松戸市立新松戸南小学校長が福井先生がなられてい
ますが、昨年は古ヶ崎中学校の遠藤先生がなられていたと思います。1年で終わっているよ
うですが、何か理由はあるのでしょうか。

博物館次長 昨年は校長会の代表としまして、松戸矢切小学校の校長先生でありました池田稔
先生にお願いしておりました。今回この変更につきましては、ちょっとこちらでも事情をつ
かみかねておるところでございます、校長会のほうでこういう変更がなされたという通知
をいただいたものでございます。

川村委員 任期は2年ですよ。

博物館次長 はい、2年です。ただ、学校校長会代表ということで、転任であるとか定年退職
であるとかということで途中で交換することは多いんですが、今回ちょっと異例の変更とな
りました。

委員長 資料が差しかえになっていますね。何か違うところがあるんですか。

博物館次長 この2枚目にあります委員名簿、この中で社会教育関係者の欄で松戸青年会議所
を代表いたしまして杉浦誠先生お願いしているんですが、この方の肩書を間違えてしまいま
して、この訂正になります。

委員長 肩書ですね、わかりました。

いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第26号についての質疑及び討論を終結とし、採決したいと思います。

議案第26号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

委員長 議案第27号に入ります。

議案第27号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 学務課長です。よろしくお願ひします。

議案第27号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

本議案は学校教育法施行規則の一部改正に伴い、松戸市立松戸高等学校管理規則の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。2ページめくっていただいて、新旧対照表がございます。

そこにあります高校管理規則第23条の2、これは単位の修得の認定を示した条文でございます。そこに、「前条及び前項の規定にかかわらず、校長は、第41条の2第2項の規定により留学を許可した生徒について、学年の途中においても、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる」というふうになっておりますが、これを「36単位を超えない範囲」と改め、認定できる修得単位数を拡大するものでございます。

これは、国の学校教育法施行規則の改正に準じたものですが、認定する単位数を拡大していく背景について、ご説明をさせていただきますと、現在、市立松戸高校を含む千葉県内の公立高等学校では年間30単位、6コマで6時間で5日間で30単位、を修得できる教育課程になっている状況があります。そして、平成24年から先行実施となります新学習指導要領の改訂に伴いまして、内容によっては1日7時間授業を検討している学校も見られまして、年間修得単位数が増化されることが予想されます。7掛ける5で35までいくんじゃないかというそうということが予想されます。7時間授業の実施により、年間単位数も30から35単位の範囲で修得が可能になってまいります。そのような理由から、外国の高等学校における修得単位数を30単位から36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができるように改正したというのが背景でございます。

そういう形で学校教育法施行規則の改正に準じて、松戸市の高校の管理規則も改正したと

いうことでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第27号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 特に問題はないということですね。

瀧田委員 それはもう決まって結構だと思うんですけども、36単位、6単位、認定がふえたわけですけども、その単位の学科というのは、例えば体育系とか文系とか、そういう全くフリーなんですね。どの単位でもよろしいんですね。

学務課長 はい。その学校の特色によって単位の教科が決まってくるので、学校によって、こういう教科で、こういう単位数というか。

瀧田委員 芸術とか、そういうもの、音楽とか、そういうものもありますね。

学務課長 はい、それぞれの学校で工夫して。

瀧田委員 そうですか。そのすべてについて……

学務課長 総単位数が36まで。

瀧田委員 わかりました。

委員長 振りかえられる可能性がある限り振りかえてあげましょうということですね。

学務課長 ちなみに、過去国際人文科の生徒で28単位を振りかえたというんですか、そういう生徒が過去1名いるようでございます。

委員長 優秀ですね。外国でそれ取ったということでしょう。

学務課長 そうですね。全く全然市立高校には関係ないことじゃなくて、そういう生徒もおりましたので、一応ご報告させていただきます。

山田委員 ごめんなさい、よくわからなくて。1年間留学をすると、振り替えるのが最大36単位。1年間、1週間で7こま掛ける5日間のやったのと同等と認めましょうという趣旨ですね。こちらが日本のほうの教育課程が教育指導要領の変更で、そこまで多くなるかもしれないので、ということは1年間で最大で36単位ということ。

学務課長 35まで。36を超えない範囲ですので。そうしておきませんと、広げておきませんと、せっかく外国で単位を修得して30までしか振りかえられないと、1年間の修得単位数が足りなくなってしまうので。

山田委員 それが整合させるということ。

学務課長 はい、そうです。

山田委員 何割、教科をちゃんと勉強、出席日数とかじゃないんですね。

学務課長 そうですね。

山田委員 教科の履修。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 時間も迫っていますので、審議をスピードアップしましょう。

それでは、議案第27号についての質疑及び討論は終結し、採決したいと思います。

議案第27号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

委員長 続いて、議案第28号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

保健体育課長 議案第28号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

最初に、提案理由ですが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に準じ、介護補償額の引き下げを図るため改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、条例第9条の2に規定する介護補償の額を政令の改正に準じて引き下げるものでございます。具体的には議案3枚目の新旧対照表のとおりでございますが、一応説明させていただきますと、常時介護を要する状態にあり、実費を支出して介護を受けた日がある場合について、介護補償の限度額は10万4,960円を10万4,730円に、常時介護

を要する状態にあり、親族等により介護を受けた日がある場合、この介護補償の額を5万6,930円を5万6,790円に、随時介護を要する状態にあり、実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護補償の限度額について5万2,480円を5万2,370円に、随時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた日がある場合の介護補償の額について2万8,470円を2万8,400円に、それぞれ減額するものでございます。

なお、現時点での該当者、そして適用事例はございません。よろしくご審議願います。

委員長 ありがとうございます。

議案第28号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご説明にもありましたが、これは条例を国の基準にあわせるというものです。したがって、内容を議論するテーマではなさそうですね。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第28号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第28号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

委員長 次に議案第29号、これも類似するテーマです。「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

保健体育課長 議案第29号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

まず最初に提案理由ですが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令に基づく文部科学省告示の改正に準じ、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改正するため、行うものでござ

います。

改正の内容につきましては、規則別表第1に定める休業補償、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の補償基礎額についての最低限度額及び最高限度額を改定するものでございます。

基本的には限度額が引き下げとなっておりますが、一部増額となっているものもでございます。具体的には、議案3枚目の新旧対照表のとおりでございます。

なお、先ほどもご説明いたしました現時点での該当者はおりません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第29号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

先ほどの議案第28号は政令の改正に準じた引き下げ、今回は政令に基づく文科省告示の改正に準じた改正ということになります。

審議の余地なしということで、採決してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、採決いたします。

議案第29号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市教育功労者表彰について

委員長 次に、議案第30号「松戸市教育功労者表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

保健体育課長 議案第30号「松戸市教育功労者表彰について」ご説明いたしますが、その前に1点申しわけございませんが、訂正がございまして、この議案の後ろ3枚目でございます表彰推薦調書、皆川孝子様の方でございますが、この調書のうち⑨功績の概要、昭和37年に松戸第六中学校とございますが、第二中学校の間違いでございまして、訂正させていただきたいと存じます。申しわけございません。

それでは、提案理由を申し上げます。

公立学校の学校医として勤務された先生が平成22年3月31日をもちましてご退任されたことから、学校医としての多大な功績と苦勞に感謝の意を表し、表彰するためご提案するものでございます。

今回ご提案させていただきました学校医につきましては、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号に該当するものでございます。

議案書2枚目をごらんいただけますでしょうか。今回の表彰対象者は学校医10名でございます。学校歯科医、学校薬剤師で対象となる方はいらっしゃいませんでした。学校医として経験の長い方は、下から3番目の皆川先生で48年、短い方でも下から2番目の大和田先生の27年となっております。それぞれ先生のご経歴等については3枚目以降の推薦調書に記載のとおりでございます。いずれも長い年月にわたりまして、児童生徒の健康の保持増進と学校の保健推進のためご尽力いただいた先生方でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第30号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

八田委員 この方々の経歴を考えると、どの方も表彰に値する立派な方ばかりです。ところで、今回の表彰と直接関係がないかもしれませんが、これまでの表彰の根拠規定について少し教えていただきたい。ほとんどが第2条第5号に該当するようになっていますが、1号の学校職員、教育機関職員として勤務した方の表彰や、6号のその他の表彰根拠の方が今までおられたら示していただけませんか。また、2号に該当する有益な研究をされた方、3号の教育施設整備に功績のあった方の表彰など、名簿が整備されているのでしょから、機会がありましたら提示して下さいませんか。

保健体育課長 第2条第5号と申しますのは、多年にわたり教育委員会審議会等に在籍し、その功績が顕著であった者となっております。今お話ありました3号につきましては、教育施設等の充実整備についてその功績が顕著であった者、各1号から6号まで規定している表彰規則というのがございまして、後でご持参したいと思ひます。

八田委員 私が特に申し上げたのは第2条の2号、3号で、拾い上げる機会がありましたら、提示下さい。功績を永く顕彰するため「表彰名簿」が整備されているのでしょから。

瀧田委員 ちょっと質問よろしいでしょうか。

委員長 瀧田委員。

瀧田委員 失礼ですけれども、皆様の先生方の生年月日拝見させていただくと、ほとんどが7年、8年、6年の方も1人2人いらっしゃいますけれども、定年というのがございますですか、校医さんに。

保健体育課長 特にないようでございますが、大体77歳、78歳あたりでご退任されている方が今まであるかと聞いております。

瀧田委員 わかりました。随分大勢の方がご退任になって、その後また着任していただくの大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、第30号についての質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第30号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

委員長 次に、議案第31号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明をお願いします。

教育研究所長 議案第31号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」、松戸市心身障害児就学委員会条例第3条、第4条及び第8条に基づき、別紙の者を松戸市心身障害者児就学指導委員会委員及び調査員に委嘱するものでございます。

提案理由でございますが、松戸市心身障害児就学指導委員会委員に欠員が生じたため、また新しく調査員の委嘱を行うためでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

1番のところに書いてある7名につきましては、人事の異動等に伴う退任者でございます。新しく2番のほうに委嘱する委員の方の名前を上げております。任期は平成22年5月7日から平成23年6月6日まで、前任者の在任期間でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。こちらのほうがわかりやすいと思いますので、

これでご説明します。

1号委員につきましては、深野富紀生学務課長補佐、それから3号委員にお2人かわります。鮎川涉小金中学校教頭、山宮學常盤平第一小学校教頭、こちら両方とも知的障害の特別支援学級が設置されております。常一については情緒障害学級も設置されております。

4号委員ですが、前任の渡辺位先生が5月にお亡くなりになりましたところで、その後、児童精神科医の久場川哲二先生でございます。こちらは松戸クリニックの院長、この4月から院長になりました。丸山先生のご推薦で医師会のほうにもご連絡を差し上げております。

5号委員でございますが、木場秀吉つくし特別支援学校長、それから荒井勝夫松戸特別支援学校長、6号委員でございますが、松山淳一通園部の施設長でございます。

続いてよろしいでしょうか。

委員長 はい。

教育研究所長 4ページでございますが、就学指導委員会の調査員でございますが、8条のほうに記されておりますが、6名を委嘱したいと考えております。

1番、2番の坂井、北川先生につきましては継続でございます。坂井先生は言語学級の担任、北川先生につきましては情緒障害学級の担任をなさっております。

3番の大森先生につきましては知的障害特別支援学級の先生、4番、保坂先生につきましては情緒障害特別支援学級の先生でございます。5番は井上先生ですが、松戸特別支援学校の先生でございます。6番につきましては、田中未知先生はつくし特別支援学校の先生でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第31号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入りますが、私の時計で、ただいま5時になりました。教育委員会会議の規則によりますと、5時までというふうに会議の時間が設定されています。しかし、あと議案はわずかですので、いかがでしょうか。このまま継続して審議してよろしいですか。休憩は必要ありませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 教育長、よろしいでしょうか。

教育長 はい。

委員長 それでは、継続して審議に入ります。

議案第31号についての質疑及び討論に入ります。

川村委員 この委員さんの委嘱については問題はありません。入学時の就学時健診がありますが、受診しない方々もおりますか。

教育研究所長 昨年はいらっしゃらなかったです、そういう拒否をする方はですね。今までは何人かおりました。

川村委員 その方々に対しては、どういうふうな対処をなさっていますか。

教育研究所長 就学してからいろいろできることとできないことがあったりすることが生じますので、そういったところでは学校の要請で私どもが見学行ったり、観察したりする中で、また保護者と話し合ったりするようなことを進めております。ただ、保護者のほうは相当自分のほうで納得されない限り、もうそういったことは望まれませんので、時間をもって待つて、相談に来られたら、こちらのほうで、すぐ対応できるように準備をしておるところです。

川村委員 いろいろと大変だと思いますけれども、やはりきめ細かく一人一人が生かされるようにお願いしたいと思います。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。特にありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 添付されている資料の5ページ目には、松戸市心身障害児就学指導委員会条例というのがございます。そこで委員の人数が20名以内、任期は2年とするとあって、その8条に委員会の専門事項を調査するため調査員を置くとあります。ところがその調査員の方の人数と任期については定めがなさそうなんです。これはどういうふう運用されておりますか。

教育研究所長 これは毎年委嘱をさせていただいております。人数でございますが、今年度6名でございます。実は今年度の調査の対象のお子さんなんですけれども、経過観察が一昨年は14名だったのが、ことしは5名に減っております。それから、発達センターのお子さんの面接と観察を行うんですが、就学前、一昨年は22名、ことしは20名ということで人数が減っておりますので、6名で十分対応できる数と考えております。

委員長 ということは、昨年は何名だったんですか。

教育研究所長 昨年は8名でございました。

委員長 そうですか、わかりました。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第31号につきましては質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第31号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

◎平成23年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について

委員長 最後に、議案第32号「平成23年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題とします。

ご説明をお願いします。

指導課長 指導課です。それでは、議案第32号をご提案いたします。よろしくをお願いします。

「平成23年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」でございます。平成23年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について承認を求めるものでございます。義務教育緒学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項の規定に基づき、平成23年度に使用する松戸市教科用図書の適正な採択に関する方針を決定するためでございます。

提案内容として、その後2枚、それからそのもととなる西部採択地区の協議会規約が資料としてついております。

本年度は、来年度に向けての新しい指導要領の実施に伴って、非常に重要な年でございます。この2枚の一般方針につきましては、毎年採択についてはあるわけですが、改めてその全部検討させていただいて間違いはないといえますか、適切なものであると思います。

提案内容は以上でございますけれども、よろしくをお願いします。

委員長 ありがとうございます。

議案第32号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 内容として特にありませんが、昨年ありましたのが中学の教科書の一部について、この機会がありまして、そのときに初めての機会でしたので流れを拝見しました。大変手順としては少し複雑に見えるのが西部採択地区という、少しちょっとどちらが決定をするのかというのが、向こうで決定して、そして持ち帰ってこっちで決定するという手順を踏まれるということで非常にわかりにくいんですけども、これを慎重に、かつ適正にやっていただくということが非常に大事だと思いますし、さまざまな意見がある中で、安定的に子供たちにある程度、毎年毎年教科書が変わらないような運用ということを見きわめながら、かつ程度もいい、かつ指導要領が変わる中でどう取り組んでいくかというのが恐らくこれも専門の

調査員の方の提言もらいながらやるということですので、ぜひ代表となる委員の方にご尽力
いただいて、適正に運営していただきたいと思っております。

そこから先はまた委員長のように、私のほうはご一任申し上げますので。

委員長 ありがとうございます。

昨年と変わった点は特にはないですね。

指導課長 ありません。

委員長 今、山田委員がおっしゃったことは、3ページにございます基本的な視点に内容、組
織・配列、表現、造本とあって、こういう視点でもって教科書を採択選定するということ
ですので、ここが変わらない以上、我々が教科書を選ぶ際の重要な点をとらえていると思いま
す。ことしもこの基準で採択をお願いするということになるかと思えます。よろしゅうござ
いますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第32号についての質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第32号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。どうもありがと
うございました。

◎公立高等学校の授業料無償化について

委員長 次に、報告事項、報告等です。

最初に、「公立高等学校の授業料無償化について」をお願いいたします。

学務課長 最後のページにあります報告をさせていただきます。

「公立高等学校の授業料無償について」、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学
校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、4月1日からもう施行されております。
これに伴い、松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、6
月議会にかけなければいけないんですが、今検討中でございますので、報告にさせていた
だきました。

その検討中であるということを少しご説明させていただきますと、ページをめくりますと、
これが国の出した授業料無償化についてのパンフレットでございます。

ページをめくっていただきますと、その公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律について、そこに載せてあります。

問題になりますのは、さらにページをめくっていただいて、一番最後のページ、右から2行目ですが、第2章、公立高等学校に係る授業料の不徴収、この部分の第3条、学校教育法第6条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ここまではいいんですが、ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でない認められる特別な事由がある場合は、この限りではない。徴収できる場合もあるという、そういう表現になっています。

この徴収できる範囲をどこまでにするかというところで、県の方針が確定しないので、今ここで提出できずに検討中であるということです。

その具体的などという部分でもめて、どこまで不徴収として、徴収できる範囲をどれとするかというところを少し申し上げますと、今出ているのは3つありまして、1つは高等学校を既に卒業して、再入学した者、これについては無償、不徴収とする。これは県も、他の市の市立高校を有する市も、これは同等です。

次に、休学、海外留学、病気療養等が理由の留年者、これについても無償、不徴収という、これも同一見解でございます。

最後の一つなんですが、その他の留年者、これは単位不足による留年、これについて今、県の方針では36カ月を限度として、それ以降の授業料を徴収するものとするというような方針を、出しております。これについては、ほかの市立高校を有する市については、これも不徴収とするという方向性を持った市もあります。まだその辺が県が確実に出しておりませんので、その辺を見きわめた上で松戸市として不徴収にするのか、県に準じるのかというところを検討したいというふうに考えております。今、そういう状況でございますので、一応報告させていただきました。

委員長 ありがとうございます。

本日は報告事項ですが、いずれ条例を改正する形で、提出されることとなりますね。

学務課長 何らかの形で。

委員長 そうですね。きょうはご報告があったということだけにしておきます。

◎その他

委員長 ほかに報告等で、何かございますか。

青少年課長 青少年課長です。私のほうから第37回松戸市こども祭りの開催経過につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

5月3日は好天にも恵まれて、予定どおり第37回こども祭りが開催されました。10時にオープンセレモニーが始まりまして、こどもモニターによります1日こどもまつり実行委員長の元気なあいさつをいただきまして、その後、市長、議長、教育長にも参加をいただきまして、盛大なオープニングセレモニーが行われたところでございます。セレモニー終了後、参加した子供たちにつきましては、思い思いのコーナーのほうに足を運んでいただきまして、楽しいひとときを過ごすことができたと思います。

主なコーナーの状況でございますが、中央、東の両ステージには大変多くの方が集まりまして、その内容に楽しんでいただいたようでございます。また、SLにつきましては子供たちに一番の人气がございまして、例年と同様、長蛇の列ができておりました。その他のコーナーにつきましても、多くの家族連れで楽しんでいただいたようでございます。

当日の来場者につきましては1万8,500人ということでございます。大きなけが、あるいはトラブル等もなく、無事終了することができました。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

委員長 どうもご苦労さまでした。

そのほか何かございますか。

もしなければ、私から1点報告させていただきます。4月28日に千葉県市町村教育委員会連絡協議会（千教連）の総会が松戸市の森のホールで開催されました。その総会をもって、私の千教連の会長職も、終了いたしました。どうもありがとうございました。

3年間でしたが、事務局のサポートを得て、何とか任務を果たすことができました。この場を借りて委員の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。何よりも事務局の皆様にお礼申し上げます。

最後に、次回の日程お願いいたします。

企画管理室長 6月定例会なんですけれども、6月10日木曜日午後2時から、こちらの5階会議室ということ考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長 次回は、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

委員長 それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は6月10日木曜日、午後2時から教

育委員会 5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成22年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 5時18分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員